

2012年8月20日

厚生労働省 社会・援護局長 殿

厚生労働省 老健局長 殿

国土交通省 住宅局長 殿

生活困窮者の包括支援に向けての要望書

支援付き住宅推進会議共同代表

高橋紘士

水田 恵

山岡義典

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事

佐久間裕章

私たち「支援付き住宅推進会議」は、2009年3月に起きた静養ホームたまゆらの火災事件をきっかけに、このような悲劇を二度と繰り返さないよう、「いま居る住まいを支援付きに」するための実践と研究を積み重ねてきました。平成23年度は、厚生労働省社会福祉推進事業「重層的な生活課題（「四重苦」）を抱える人の地域生活を支える〈居場所〉と〈互助〉機能の研究」（以下、23年度研究）を実施し、多様化する生活困窮者・生活保護受給者の支援ニーズに対し、地域の互助（支え合い）を活かしながら、一人ひとりに合わせて「住まい」「日常生活支援」「保健医療福祉」を提供することによって、生活困窮者・生活保護受給者を包括的に支援しうることを明らかにしました。この研究成果をもとに、本年6月10日の「支援付き住宅推進会議」において討議し、合意の得られたところを要望としてまとめたので、報告します。

【要望】生活困窮者・生活保護受給者を包括的に支援する地域づくりのためには、日常生活支援を基盤に、一人ひとりに適した多様な住まいと社会サービスを、総合的にコーディネートしていく必要がある。下記の四点を柱に包括支援のモデル事業を実施し、その仕組みの分析と効果の検証を行うとともに、将来的な法制化を含めた横断的な協議の場を設定していただきたい。

(1) 生活保護の手前の支援〔厚労省社会・援護局宛て〕

23 年度研究によって、安定した住居を持たない生活困窮者を一時的に受け入れる宿泊施設（シェルター）の必要性和、その自立支援効果が明らかになった。これを拡大し、恒常的に行うために、居住確保や生活支援の提供に関する費用を補助する仕組みを実現していただきたい。

(2) 既存の住宅ストックの活用によるグループ居住の実現〔厚労省社会・援護局、老健局、国交省住宅局宛て〕

生活困窮者・生活保護受給者の中でもかなりの部分を占める高齢者や要介護者・障がい者（以下、高齢困窮者等という）を含めて支援するためには、住まいの確保を大前提とした上での、日常生活支援と保健医療福祉の一体的な提供が求められる。

住まいに関しては、高齢困窮者等への住宅提供を公的制度で保障することとともに、友人や知人と支え合いながら暮らせるグループ居住のニーズがある。そこで、既存の戸建て、ファミリータイプのマンション、公営住宅を活用したグループ居住が実現するよう、諸制度の弾力的な運用を進めていただきたい。

(3) 日常生活支援の制度化〔厚労省社会・援護局、老健局宛て〕

NPO 法人ふるさとの会は、住所不定の失業者、就労阻害要因を抱える生活困窮者・生活保護受給者の自立支援に取り組んでいるが、高齢困窮者等の介護など、多様な支援ニーズが発生しており、生活困窮者・生活保護受給者を地域で包括的に支援する体制づくりのさまざまな課題を経験している。特に退院後の回復期の在宅生活や看取りの問題に対応するには、24 時間の日常生活支援が必要である。日常生活支援は社会サービスを導入する基盤の支援でもあるので、是非とも制度化を実現していただきたい。

(4) 多様な就労機会の確保に向けた雇用施策の充実〔厚労省社会・援護局宛て〕

ふるさとの会では、日常生活支援の担い手として 93 名の生活困窮者・生活保護受給者を雇用している（就労を支援しながらの雇用を「ケア付き就労」という）。このような雇用をさらに拡大し、研修コスト等を確保するためにも、日常生活支援に取り組む事業者が「ケア付き就労」を拡大するインセンティブになるような雇用政策の充実を図っていただ

きたい。

(補説) 生活困窮者・生活保護受給者に対する健康と福祉・介護ニーズの調査の必要

なお、平成 23 年度研究の結果、生活困窮者・生活保護受給者は、性・年齢、心身の健康、福祉・介護ニーズにおいてきわめて多様かつ生活上の障害を抱えた集団であることが確認された。これらの者の自立支援に当たっては、この要望の実現と並行して、生活困窮者・生活保護受給者を対象とした、健康と福祉・介護ニーズの体系的な実態調査研究を行うことが望まれる。

(5) 「生活支援戦略」に関する要望〔厚労省社会・援護局宛て〕

7 月 5 日付で厚労省から提示された「生活支援戦略」(中間まとめ)は、3つの基本的視点のもとに、生活困窮者支援体系の確立に向けて7つの事項について検討を進める「改革の方向性」を示しているが、高齢困窮者等を含めて支援するためには、上記のようにさまざまな社会資源を創出しなければ、真の解決にはならない。「生活支援戦略」の具体化に当たっては、社会資源の創出に関わってきた先駆的实践を尊重し、各地の支援拠点が必要な人に必要なサービスを提供できるよう、実効ある体制づくりを要望する。

(おわりに) 生活困窮者・生活保護受給者を包括的に支援する地域づくり

高齢困窮者等への住宅提供と日常生活支援を公的制度で保障するとともに、若年困窮者等が高齢困窮者等の日常生活支援を行うための職業訓練と就労上のケアを一体的に施すことを通じて、高齢者、若年の失業者、母子世帯、障がい者等に対する第2のセーフティネットが包括的に確立され则认为ます。このような公助を基盤とした新しい互助の仕組みを確立することによってコミュニティが活性化されれば、コミュニティそのものもセーフティネットになり、生活困窮者・生活保護受給者をよりよく支援することができるようになる则认为ます。

以上